

ごみゼロやまがた推進県民会議設置要綱

(目的)

第1条 山形県では、「全国一ごみの少ない県を目指して」、「リサイクル等の循環型産業を振興」及び「裸足で歩ける庄内海岸」を基本目標とする「山形県循環型社会形成推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、各種施策を実施していくこととしている。「ごみゼロやまがた県民運動」として全県的な県民運動を推進するとともに、計画の達成状況の確認及び事業の評価を行うため、「ごみゼロやまがた推進県民会議」（以下「県民会議」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 県民会議は、次の活動を行うものとする。

- (1) 県民会議の活動方針の検討
- (2) 計画の達成状況の確認、検証
- (3) 「ごみゼロやまがた県民運動」の展開方針の検討
- (4) その他「ごみゼロやまがた」の実現のために必要なこと

(組織)

第3条 県民会議は、委員24名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 関係団体及び市町村に属する者
- (2) 県が実施する委員の募集に応じた者

3 県民会議に、会長及び副会長2名を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

4 会長は、県民会議を代表し、会議の座長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 県民会議に、県民部会及び産業部会を置き、委員はそれぞれの部会に属する。

2 県民部会及び産業部会に、それぞれ部会長を置く。

3 部会長には、県民会議の副会長を充てる。

4 部会長は、それぞれの部会を代表し、会議の座長となる。

(会議)

第5条 会議は総会及び部会とする。

2 総会は会長が招集し、部会は部会長が招集する。

3 会長は、必要と認めるときは、有識者及び県の関係課職員等に会議への参加を求めることができる。

4 会議及び会議議事録は、公開する。

(任期)

第6条 委員の任期は令和6年4月30日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 県民会議の庶務は、環境エネルギー部循環型社会推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

平成21年4月1日一部改正。

平成22年4月1日一部改正。

平成24年4月1日一部改正。

平成27年4月1日一部改正。

平成30年4月1日一部改正。

令和3年4月1日一部改正。